

## 令和4年度 男女共同参画キャッチコピーコンテスト審査結果

アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）に気づききっかけとなる、イラストに合った男女共同参画キャッチコピーを6月28日～9月16日にかけて募集したところ、226作品と多くの応募を頂きました。



たくさんの  
ご応募ありがとうございました

## 【最優秀賞】

自分で決めるで。好きな色、好きなもの。（小山紗梨さん）

## 【優秀賞】

気付こう！知ろう！アンコンシャスバイアス（鎌野美寿季さん）  
伝えよう子供たちへ 決めつけない男女の区別（増田美樹さん）

## 【特別賞（男女共同参画審議会会長賞）】

当たり前、それってほんとに正しいの？（小川優子さん）

## 【入選】

聞いてみよう相手の想い 話してみよう自分の想い（富田由佳さん）  
認め合おう多様性、広げよう可能性（桃田彩羽さん）  
その普通 誰を基準に決めたもの？（山本真央さん）  
男だから…女だから…普通って何？（伊達悠美さん）  
やめよう!! 勝手な決めつけ無意識な思い込み（都村美紀さん）

## 中小企業等事業主の皆さまへ

## 男性の育児休業取得促進奨励金制度

丸亀市内の中小企業等（※）に勤務する男性が連続5日以上の育児休業を取得した場合、その事業主に奨励金を支給します。

これは、男性が積極的に育児にかかわることができ、男女ともに仕事と家庭を両立しやすい職場環境づくりを応援することを目的としています。

※「中小企業等」とは、常時雇用する労働者の数が300人以下の企業その他の法人をいいます。  
※令和5年度も実施予定です。

奨励金の額 1回10万円

ただし1事業主につき、各年度に1回限り、最大3回まで

問い合わせ先

丸亀市総務部人権課男女共同参画室  
TEL 0877-24-8823  
FAX 0877-24-8874  
Email danjo@city.marugame.lg.jp

## 育児・介護休業法が改正

令和4年4月1日以降、企業（事業主）に育児休業制度の個別周知・意向確認などが義務化されています

申請に関するQ&Aも必ずご確認ください

奨励金の支給要件の詳細や制度を利用された事業主の方へのインタビューなどは、市HPをご覧ください。



## 編集後記

今号では、市内で行われた性暴力被害防止啓発授業についても掲載しました。授業後の感想では、「ワンクリックで誰もが被害者や加害者になり得る」「自分や身近な人が被害に遭ったら、証拠を消さずにすぐに相談したい」「相手のスマホを見るとか、小さなことでもDVに当たると学んだ」など、自分事として考えた感想を多くいただきました。他人事とは思わずに、身近な問題として認識することが大切だと改めて感じました。（K）

発行月/令和5年3月

発行/丸亀市総務部人権課男女共同参画室

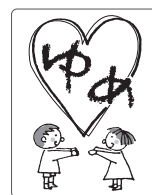
所在地/〒763-8501 丸亀市大手町二丁目4番21号

電話/0877-24-8823 FAX/0877-24-8874

e-mail/danjo@city.marugame.lg.jp

ホームページでも読めます <https://www.city.marugame.lg.jp/itwinfo/i1424/>

本紙のタイトル「ゆめ」は、あなたとわたし（You&Me）という意味も含まれます。左のイラストは、第14号から登場している男の子と女の子です。何色にでもなれるようにモノクロにしています。



丸亀市男女共同参画情報紙

ゆめ

特集

# 政治分野の ジェンダーギャップを考える

丸亀市女性議会初開催……3～8P

まどめ……9P

市内高校等で性暴力被害防止啓発授業……10P

48・49  
合併号

令和5年3月

